

令和 8 年 6 月 12 日付けで提出を受けた住民監査請求について、下記のとおり、令和 8 年 7 月 15 日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員	落	石	俊	則
同	浜	崎	太	郎
同	高	木	三	郎
同	千々松	英	樹	

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の却下について（通知）

令和 8 年 6 月 12 日に提出された住民監査請求（福岡市職員措置請求。以下「本件請求」という。）につきましては、下記の理由により却下することと決定しましたので、通知します。

記

地方自治法第 242 条の規定に基づく住民監査請求の制度は、住民が監査委員に対し、執行機関等の違法又は不当な財務会計上の行為について、個別具体的に摘示して監査を実施するよう求め、地方公共団体の損害の補てん等のために必要な措置を請求することにより、財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものである。

請求内容は、東区福祉・介護保険課が交付した A 会（「以下同会」）に対する老人クラブ活動事業補助金（以下「同補助金」）のうち、令和 6 年度交付分及び令和 7 年度交付分に関し、東区福祉・介護保険課長（以下「同課長」）の行った補助金額確定行為の違法または不当を主張するものである。

具体的には、令和 6 年度交付分については、日付の前後関係から、同会からの活動事業実績調書收受前に同課長が補助金の確定行為を行っているようになっていること、また、同補助金は 20 人以上の会員が在籍する老人クラブが対象となることから、請求人入手の資料によれば同会に会費を支払った者は 15 人とあることから、同会が提出した 31 人の会員が在籍とする活動事業実績調書を信用して同課長が行った補助金額確定行為は違法であると主張するもの、

また、令和 7 年度交付分についても同じく、請求人入手の資料によれば同会に会費を支払った者は 15 人とあることから、同会が提出した 30 人の

会員が在籍するとする活動事業実績調書を信用して同課長が行った補助金額確定行為は違法であると主張するもの、である。

まず、住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により、財務会計上の行為のあった日から 1 年を経過したものについては認められない。請求のうち令和 6 年度交付分については、補助金額の確定行為のあった令和 7 年 3 月 31 日から 1 年を経過している。

なお、住民監査請求では、「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内」（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決）であれば、例外的に 1 年を超えて請求が認められるが、実績報告書は少なくとも令和 7 年 4 月時点において客観的に存在し、調査可能な状態であったことから正当な理由があるとは認められない。

次に、老人クラブは、厚生労働省作成の「老人クラブ活動等事業実施要綱」において、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織と位置付けられており、「福岡市老人クラブ運営基準」では、その運営は会員により自主的に、また、会則を定めて行われるものとされている。

また、同運営基準における老人クラブの会員に関する定めは、概ね 60 歳以上の者で、かつ同一小地域内に居住する者とするのみで、会費については、老人クラブの活動資金確保のため定期的な会費納入が想定されているものの、要件とはなっていない。

これは、福祉局の公表資料において、補助金の交付対象として「会費など自主財源があること（町内会の助成金や繰越金など、何らかの自主財源がある場合は、会費を徴収していなくても、要件を満たすものとします）」（単位老人クラブ補助金申請の手引き）としていることから明らかである。

さて、本件、令和 7 年度の補助金については、令和 7 年 4 月 1 日付で同会から交付申請がなされ、同日付で同課長が交付決定を行っている。その際に提出された収支計画には、26 人から 1,000 円の会費を徴収し、5 人について会費を免除することとなっている。また、支払請求にあたり提出された会員名簿には合計 31 人分の記名がある。

その後、同会から令和 8 年 3 月 31 日付で実績報告がなされ、同日、同課長は履行確認の上、補助金額を確定した。この際、添付された資料での会員数は 30 人であり、収支決算としては 30 人全員から 500 円の会費が徴収されたとなっている。

さて、請求者は、会費納入した人数は 15 人であったとする資料を根拠として、会員数は 20 人以下であるとの主張であるが、会費納入者数は会員数を意味しておらず、本来的に会費納入者の多寡自体が補助金の要件充足に

対する疑義とはならない。また、請求人が事実証明書として提出した同資料も、会費納入者を 15 人としつつ「会員は 30 名程度」と記載されており、補助要件との矛盾を証明するものとなっていない。

住民監査請求にあたっては、執行機関が行った財務会計上の行為についての違法性を客観的に摘示する必要がある。今回、請求人の提示した内容は補助金の要件である会員数に関する事実関係を指摘したものではないため、同会から提出された資料に基づき行った同課長の補助金額確定手続きが違法であるとする客観的な内容を摘示しているとは認められず、また、これに照応する事実証明書が付されているとも認められない。

以上により、本件請求については、地方自治法第 242 条所定の住民監査請求の要件を充たしていないと判断した。